

# 監理団体の許可申請手続

## 1. 監理団体の許可の区分等

監理団体の許可には、次の二つの区分があります。どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行う必要があります。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は <u>5年</u> ※1
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号 技能実習3号 ※2	5年又は <u>7年</u> ※1

※1 前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

※2 技能実習3号までの実習監理をしない場合でも、一般監理事業の許可を受けると、受入れ人数枠の拡大が認められます

監理事業を行う事業所（監理事業所）が複数ある場合でも、事業所ごとに申請する必要はありません（許可証は監理事業所ごとに交付されます。）

## 2. 申請書・必要書類等について

### 申請先

申請は、監理団体になろうとする方がどこに所在していても、機構の本部事務所において受け付けます。地方事務所では受け付けていませんのでご注意願います。

機構本部事務所の連絡先は次のとおりです。

〒108-0022

東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

外国人技能実習機構本部事務所 監理団体部 審査課

電話：03-6712-1923

### 申請方法

郵送のほか、申請者が本部事務所に来所して行うこともできます。郵送の場合、原則として書留等（対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行いかつ「信書」を送ることができる方式）での送付をお願いします。

### 申請書

機構のホームページからダウンロードできます（片面印刷でお願いします）。また、本部・地方事務所にて配付する予定です。

### 必要書類

許可申請1件につき、申請書（正本1通及びその写し2通）及び添付書類（正本1通及びその写し1通）が必要となります。

各申請における必要書類については、次の提出書類一覧・確認表をご覧になり、片面印刷で、記載例を参照してご用意ください。

※ 提出された書類（正本）は返却できません。

※ 申請書を提出する前に必ず提出書類一覧・確認表により不足書類がないか確認願います。

# 監理団体の許可申請手続

## 監理団体許可関係申請に係る提出書類一覧・確認表

- 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（申請者確認欄の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、書類の番号順に並べ、本表とともに提出してください。  
なお、書類は、①正本（申請書、添付書類）1通、②副本（申請書、添付書類）1通、③副本（申請書）1通の順に並べ、提出してください。
- 「提出の要否」欄の印の意味は以下のとおりです。
  - ◎： 監理事業所ごとに提出が必要なもの。
  - ： 必ず提出が必要なもの。
- 書式の欄の「省令様式」は必ず使用しなければならないもの、「参考様式」は必ず使用しなければならないものではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの。
- 監理団体の許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の資料の提出を求めることがあります。具体的な書類は別途、隨時お示ししていきます。

申請者の名称

申請者の住所

代表者の氏名

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
①	監理団体許可関係書類一覧・確認表（本表）	本表	○	・申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類一式の一審上に綴じてください。	有	無
②	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	省令様式第1-1号	○		有	無
③	事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書	省令様式第1-6号		・新規の許可申請の場合は不要です。	有	無
④	監理事業計画書	省令様式第1-2号	◎		有	無
⑤	申請者の概要書	参考様式第2-1号	○		有	無
⑥	登記事項証明書		○		有	無
⑦	定款又は寄付行為の写し		○		有	無
⑧	船員職業安定法第34条第1項の許可証の写し		○	・船員である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合に限ります。	有	無
⑨	直近2事業年度の貸借対照表の写し		○		有	無
⑩	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し		○		有	無
⑪	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し		○	・確定申告書は受け付けた税務署の受付印があるものに限ります。	有	無
⑫	直近2事業年度の法人税の納税証明書		○	・納税証明書は「その2」の所得金額の証明を提出してください。	有	無
⑬	預金残高証明書等の現金・預金の額を証する書類		○		有	無
⑭	監理事業所の土地・建物に係る不動産登記事項証明書		◎	・監理事業所が複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
⑮	監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し		◎	・監理事業所が複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
⑯	個人情報の適正管理に関する規程の写し		◎	・主務大臣が規程例を示しているので参考にしてください。	有	無
⑰	監理団体の組織体系図		○	・提出に際しては個人情報を取り扱う部署が区分されていることを明示してください。	有	無
⑱	監理団体の業務の運営に係る規程の写し		◎	・主務大臣が規程例を示しているので参考にしてください。 ・監理費表の外国の送出機関へ支払う費用は、取次ぎに関する契約書（協定書）に定める金額と合致しなければなりません。	有	無

# 監理団体の許可申請手続

(19)	申請者の誓約書	参考様式第2-2号	○		有	無
	役員の住民票の写し（役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーをとるのではなく、役所から交付されたものを提出してください）		○	・役員全員分提出（監理事業に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（監理事業に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。機構様式参照）の提出でも可。） ・マイナンバーの記載のないもの。 ・日本人の場合は、 <u>本籍の記載のあるもの</u> 。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍・地域・在留資格・在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。	有	無
(20)	※役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 1 法定代理人が個人の場合 法定代理人の住民票の写し 2 法定代理人が法人の場合 法定代理人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し		○	・複数の場合全員分提出	有	無
(21)	役員の履歴書	参考様式第2-3号	○	・役員全員分提出	有	無
(22)	監理責任者の住民票の写し及び健康保険等の被保険者証の写し		○	・複数の場合全員分提出 ・番号と同様。 ・健康保険等の被保険者証の写しについては、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しなど	有	無
(23)	監理責任者の履歴書	参考様式第2-4号	○	・複数の場合全員分提出	有	無
(24)	監理責任者講習の受講証明書の写し		○	・複数の場合全員分提出 ・養成講習は経過措置が終了する令和2年3月31日までに受講することが必要です。またその後も3年ごとに受講しなければなりません。	有	無
(25)	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-5号	○	・複数の場合全員分提出	有	無
(26)	外部監査人の概要書	参考様式第2-6号	○	・指定外部役員の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。	有	無
(27)	外部監査人及び指定外部役員の講習の受講証明書の写し		○	・養成講習は経過措置が終了する令和2年3月31日までに受講することが必要です。またその後も3年ごとに受講しなければなりません。	有	無
(28)	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-7号	○		有	無
(29)	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-8号	○	・外部監査の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。	有	無
(30)	外国の送出機関の概要書	参考様式第2-9号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
(31)	外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証の写し		○	・外国政府認定送出機関に該当する場合に提出してください。 ・複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
(32)	監理団体と外国の送出機関との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書の写し		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・連絡金等に該当する定めがないか確認してください。また当該契約書とは別に、送出機関と覚書を交わして連絡金を受け取ることや監理費以外の手数料等を受けることを約する定めは違法であり、許可の取消し等の対象となります。	有	無
(33)	外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
(34)	送出国の技能実習制度関係法令を明らかにする書類		○	・送出国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
(35)	外国の送出機関が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類		○	・送出国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・送出国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
(36)	外国の送出機関の誓約書	参考様式第2-11号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
(37)	外国の送出機関の推薦状	参考様式第2-12号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
(38)	外国の送出機関が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無

# 監理団体の許可申請手続

(39)	技能実習計画作成指導者の履歴書	<u>参考様式第2-13号</u>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱職種の全てについて作成指導者の履歴書を提出してください。</li> </ul>	有	無
(40)	優良要件適合申告書（監理団体）	<u>参考様式第2-14号</u>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般監理事業の許可を受けようとする場合に提出してください。（別途、項目に応じて提出が求められている資料があります。）</li> </ul>	有	無
★	特定の職種を実習監理しようとする場合に必要な書類			<ul style="list-style-type: none"> <li>監理団体の許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などに提出が必要となります。具体的な書類は別途、隨時お示していきます。</li> </ul>		
★	委任状	<u>サンプルを機構HPに掲載</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の提出や許可証等の受領を申請者以外に委任する場合に提出してください。</li> <li>審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。</li> </ul>	有	無
★	返信用封筒（申請受理票送付用）1枚	<u>長形3号封筒 ※84円切手を貼付</u>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構窓口で申請手続を行い、既に申請受付票を受領している場合は不要です。</li> <li>郵送で申請書等が届いた場合、郵送で申請受理票を送付しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に<b>84円分の切手を貼付</b>してください。</li> </ul>	有	無
★	返信用封筒（結果の通知送付用）1枚	<u>角形2号封筒 ※440円切手を貼付</u>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請書、担当者等）を明記した封筒に<b>440円分の切手（簡易書留の郵送料）</b>を貼付したものをお提出してください。</li> <li>当該封筒の提出がなかった場合は、申請先である機構本部へお越しいただいた上で、結果を通知することになります。</li> </ul>	有	無
☆	申請手数料（収入印紙）		<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容に応じた適正な金額に相当する収入印紙を②監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書の1枚目に貼付して納付してください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">基本額 1件につき 2,500円 加算額 事業所が2以上の場合 900円×（事業所数－1）</p>	有	無
☆	調査手数料払込みを証する書類	<u>調査手数料払込申告書 (台紙) (機構HPに掲載予定)</u>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容に応じた適正な金額を事前に当機構窓口にお振込みください。</li> <li>振込証明書は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">基本額 1件につき 47,500円 加算額 事業所が2以上の場合 17,100円×（事業所数－1）</p>	有	無
☆	登録免許税納付を証する書類	<u>登録免許税納付申告書 (台紙) (機構HPに掲載予定)</u>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可 1件につき、登録免許税 15,000円を事前に納付し、領收証書を貼付用台紙に添付し提出してください。</li> </ul>	有	無

# 監理団体の許可申請手続

## 3. 手数料・登録免許税について

申請を行う際には、申請書類一式を提出する際に併せて、下記の手数料等を納付したことが分かる資料を添えて提出してください。

なお、一度納付された手数料（登録免許税を除く）は、金額が誤っていたり、後になって申請を取り下げたとしても還付されませんので留意願います。

手数料・登録免許税の金額と納付先は以下のとおりです。

種類	金額	納付先	納付方法
(1) 申請手数料	2,500円+900円×(全監理事業所数-1)	国 (主務省庁)	収入印紙
(2) 調査手数料	47,500円+17,100円×(全監理事業所数-1)	機 構	口座振込
(3) 登録免許税	15,000円	日本銀行 又は 税務署	現金納付

### (1) 申請手数料について

申請手数料は、

☆ 申請書の所定の欄に必要額の収入印紙を貼付して納付

してください。

申請書に貼付された収入印紙は、申請の受理時に機構において消印しますので、その後に申請の取下げ等を行ったとしても、還付されませんので、ご注意願います。

# 監理団体の許可申請手続

## 3. 手数料・登録免許税について（つづき）

### （2）調査手数料

調査手数料は、

☆ 申請前に指定の銀行口座（三井住友銀行）への振込み

により、納付していただくことになります。

#### ア 納付に必要な書類

専用の振込用紙により、金融機関で振り込んでください。この振込用紙を使用して三井住友銀行窓口で振り込んだ場合は、振込手数料は不要です。

（※）振込用紙は、準備ができ次第、機構本部事務所や地方事務所において配付する予定です。

（※）ゆうちょ銀行では使用できません。ゆうちょ銀行の振込用紙等により振り込んでください。

（※）振込用紙の郵送を希望する場合には、往信用封筒に「専用振込用紙請求（〇枚）」と記載して、返信用封筒（宛名を記入・切手を貼付）を同封の上、機構本部（1頁の申請先と同）宛てお送りください。

なお、この振込用紙で三井住友銀行以外の金融機関から振り込む場合や、ATMや各金融機関の振込用紙によって振り込む場合に発生する振込手数料は、各申請者の負担になります。

（※）手数料を振り込んだことを証明する書類（払込証明書等）は、振込をした事實を金融機関が証明した書類であることが必要であるため、インターネットバンキングでの振込など当該書類が発行されない形態による振込は認められません。

#### 【監理団体の許可手数料専用振込先】

金融機関：三井住友銀行 支店名：東京公務部（トキヨウカムブ） 店番号：096

口座番号：0176809 口座名義：外国人技能実習機構（ガイコツノギノウジツシユウキコク）

専用の振込用紙で振り込む際には、

- 振込人の名義と申請者の名義が一致すること
- 払込証明書に振込人の名義が記載されていること

を確認の上、振り込んでいただくようお願いいたします。

なお、一度納付された手数料は還付できませんので、金額には十分に注意して納付してください。

#### イ 受領書等の提出

☆ 手数料を振り込んだことを証明する書類（払込証明書等）を「調査手数料払込申告書」に貼付して申請書の添付資料として提出してください。

## 3. 手数料・登録免許税について（つづき）

### （3）登録免許税

登録免許税は、

☆ 申請前に「麹町税務署」宛て納付

していただくことになります。

#### ア 納付場所

納付場所は、次のどちらかになります。

- ① 許可権者（厚生労働大臣・法務大臣）の所在地を管轄する税務署  
管轄税務署：麹町税務署 電話（代）：03-3221-6011  
税務署番号：00031017
- ② 日本銀行（本店、支店、一般代理店、歳入代理店（郵便局を含む））  
※ 日本銀行ホームページから語句検索で「歳入代理店」等と入力すると最寄りの店舗を検索できます。

#### イ 納付に必要な書類

- 納付書（領収済通知書）（3枚綴りの様式）  
1枚目（領収済通知書）に所定の内容を記載してください。  
2、3枚目に複写されます。  
3枚目（領収証書）が納付時に領収書として押印されて返却されます。  
※ （納付書）領収済通知書の様式は、最寄りの税務署で入手できます。  
税務署では、入手する際に、年度、税目番号、税務署名、税務署番号を印字してもらうことができます。  
なお、日銀代理店等には、様式を置いていない場合がありますので、個々に確認してください。

#### ウ 領収証書の提出

- ☆ 領収印が入った領収証書（様式3枚目）の原本を「登録免許税納付申告書」に貼付して申請書の添付資料として提出  
してください。

## 監理団体の許可申請手続

### 3. 手数料・登録免許税について（つづき）

(記入例) 平成29年度に申請する場合

- ① 年度：29  
② 税目番号：221  
③ 税務署名：コウジマチ  
④ 税務署番号：00031017  
⑤ 本税：¥15,000（右詰めで記入）  
⑥ 合計額：¥15,000（右詰めで記入）  
⑦ 住所（所在地）：申請者の住所等を記入  
⑧ 氏名（法人名）：申請者の名称を記入

監理団体の正式名称を記載願います  
例) ○ 法厚協同組合  
      × 法厚(協)

- ⑨ 申告区分：「その他9」に○をしてください  
※①～⑨以外の欄は記入不要です

(ご申請前の重要なお知らせ)

## 監理団体と送出機関の不適切な関係について

監理団体が監理費に該当しない金銭を、送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合(ex 監理団体が送出機関等からキックバックを受け取った場合)は、監理団体の許可取消の対象となるほか、罰則も適用されます。

監理団体が監理費に該当しない金銭を送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合は、技能実習法第28条の規定に違反し、監理団体許可の取消対象となるほか、技能実習法第111条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となります。

監理団体と送出機関の間で、技能実習生が日本で失踪などとした場合について、送出機関が監理団体に対して違約金等を支払う旨の契約がなされる場合については、下記説明のとおり、技能実習法の主務省令に違反するものであるため、技能実習計画の取消などの対象となります。

主務省令第10条第2項第6号口では「申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習にあっては、申請者、監理団体、送出機関又は外国の準備機関）との間で、違約金等の制裁を定めていないこと」と規定されています。

これについては、技能実習生等との直接の契約でなくとも、実習実施者と送出機関などの関係者間で違約金を定めるような契約が行われた場合は、違約金を徴収するおそれがあるため、技能実習生の保護の観点から、このような規定を置いています。

具体的には、技能実習生が失踪した場合の制裁として実習実施者が送出機関に対して違約金等を支払うことなどを定める契約などが想定されます。